平成 28 年度 第 2 回松江市入札監視委員会

議事概要

開催日及び場所	平成 28 年 10 月 18 日 (火) 松江市役所	本館西棟 5 階 防災センター			
委員	委員長 朝田 良作(島根大学法科大学院教授) 委員 安部寿鶴子(道の駅本庄企業組合専務理事) 上田 務(松江工業高等専門学校環境・建設工学科名誉教授) 丑久保和彦(弁護士) 後藤 勇(公認会計士)				
審議対象期間	平成 28 年 4 月 1 日~7 月 31 日				
報告事項	 落札率等の状況について 入札方式別発注工事等の状況について 指名停止等の運用状況について 有効入札者が1者又は2者の入札状況等				
	抽出案件数 5件	(備考)			
	松江市立宍道小学校大規模改修 2 一般 (建築) 工事	期 抽出の考え方(抽出担当委員) 次の点に着目し、案件の抽出を行った。			
	武家屋敷保存修理(建築)工事	● 契約金額が高い			
審議事項	松江市立第三中学校空調設備更新事	■ 落札率が高い■ 入札参加者が1者である■ 予定価格が高いが不落となっ			
	松江市立湖南中学校武道場非構造	● 予定価格超過者が多く有効落			
	委 札者が1者のみ				
委員からの意見・	意見・質問	回 答			
質問、それに対す る回答等	別紙のとおり	別紙のとおり			
委員会による意見 又は勧告の内容	なし				

[※] 参考までに、各抽出事案の「抽出事案説明書」を添付します。

				加山ず未此切自				
入	札	方	式	一般競争入札				
工	事		名	松江市立宍道小学校大規模改修 2 期(建築)工事				
工			期	平成 28 年 6 月 28 日~9 月 16 日				
工	事	種	別	建築一式工事				
				工事場所:松江市宍道町				
				事業概要:宍道小学校校舎の老朽改修工事を行うもの。				
				工事内容:【教室棟(鉄筋コンクリート造3階 台帳面積1,472 m²)】				
工	事	概	要	大規模改修(老朽化している内装の改修)				
				・・・1 階階段から西側、2,3 階全面				
				屋上防水改修・・・全面				
				【教室棟及び特別教室棟】 1,2階トイレ改修				
				①格付け又は総合点数:総合点数 741 点以上 (B 等級以上に相当)				
				②営業所所在地:建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有する。				
				③工事実績				
				元請又は共同企業体(経常 JV を除く)の構成員(ただし出資比率が 20%				
				以上)として、平成13年度以降に完成した下記工事の施工実績がある。				
				・国(公団、公社を含む)、都道府県(公社を含む)又は松江市(合				
				併前の旧市町村を含む。松江市にあっては、公社等を含む。)発				
入	札 参	加資	格	注の工事において、1 契約で 5,000 万円以上の建築一式工事				
				③配置技術者				
				・直接的かつ恒常的な雇用関係(専任の場合は開札の日以前3ヶ月以上)				
				にあること。				
				・1 級建築士、1 級建築施工管理技士又は建築工事業に関し、これと同				
				等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者。				
				・監理技術者にあっては、建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付				
				を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。				
入 #	1.参加	資 格言	少定	設定理由:「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。				
	里由 及	- 1		経 緯:平成28年5月25日、一般競争入札資格審査委員会において審議				
				の結果決定した。				
	L参加			2者				
申	請業		数					
	比参力			2者 無資格業者数 なし				
	と価格	(税)		127, 594, 440 円				
	基準価			120, 571, 200 円				
契約	り 金 額	(税)	스)	124, 740, 000 円(落札率: 97. 76%)				
				平成 28 年 6 月 15 日 開札				
				(株)増原産業建設が調査基準価格未満での応札(応札額:税込				
入	札の		緯	120,420,000円)であったため、低入札価格調査を実施。				
及	CK	結	果					
			低入札価格調査の結果、(株)増原産業建設は失格となり、次候補の					
				(株)豊洋に落札決定。				

			r.	川山ず木いづ自				
入	札		式	一般競争入札				
工	-	事	名	武家屋敷保存修理(建築)工事				
工			期	平成 28 年 9 月上旬~平成 30 年 1 月 31 日				
工	事	種	別	建築一式工事				
エ	事	概	要	工事場所:松江市北堀町 事業概要:武家屋敷の補強及び美装化を行うもの。 工事内容:【主屋(木造平屋建 瓦葺き、延床面積:231.97 ㎡)】 屋根補修、瓦葺き替え、基礎補修、耐震補強等 【長屋門(木造平屋建 瓦葺き、延床面積:76.33 ㎡)】 屋根補修、瓦葺き替え、軸組み補強等 【休憩所(木造平屋建 瓦葺き、延床面積:34.88 ㎡)】 美装化、一部をトイレ(女子・多目的)に変更 【トイレ(木造平屋建 瓦葺き、延床面積:8.41 ㎡)】 既設共用トイレを男子専用に変更				
入	①格付け又は総合点数:総合点数741点以上(B等級以上に相当)②営業所所在地:建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有する。3工事実績 元請又は共同企業体(経常JVを除く)の構成員(ただし出資比率が20以上)として、平成13年度以降に完成した下記工事の施工実績がある。・国(公団、公社を含む)、都道府県(公社を含む)又は松江市(合作前の旧市町村を含む。松江市にあっては、公社等を含む。)発注の事において、1契約で5,000万円以上の建築一式工事3配置技術者・直接的かつ恒常的な雇用関係(専任の場合は開札の日以前3ヶ月以上にあること。・1級建築士、1級建築施工管理技士又は建築工事業に関し、これと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者。・監理技術者にあっては、建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。							
		資格及びが		- 1 経 - 緯・平成 28 年 4 月 13 日 - 一般競争人札貸格審査委員会において審議の 1				
		資 格 業 者		1 3 者 (当初、再入札とも同じ業者が申請)				
入村	入 札 参 加 業 者 数当 初 2者(第1回目:3者) 再入札 3者無資格 業者数なし(当初、再入札とも)							

		予定価格(税込)	不落のため非公開
当	初調查基準価格(税込)		不落のため非公開
		最低入札価格 (税込)	172,800,000円(第2回目)(予定価格超過)
		予定価格(税込)	172, 293, 480 円
再 入	札	調査基準価格(税込)	159, 743, 880 円
		契約金額(税込)	164, 127, 600 円(落札率:95. 26%)
入及	·	の 経 緯 び 結 果	平成28年5月10日 開札 第1回目応札者3者とも予定価格超過。 第2回目応札者2者とも予定価格超過により不落。 平成28年7月28日 設計を一部見直し再入札 入札参加資格確認申請者3者全てが応札。 平成28年8月1日 事後審査の結果、(株)深田建設に落札決定。

入 札 方 式	指名競争入札	
工 事 名	松江市立第三中学校空調設備更新工事	
工期	平成 28 年 6 月 16 日~8 月 31 日	
工 事 種 別	管工事	
工事概要	工事場所:松江市東朝日町 工事概要:既設冷暖房設備老朽化のため、ガスヒートポンプ (リニューアル機)を更新するもの。 工事内容:1階・・・複式学級Ⅱ、Ⅲ、相談室 2階・・・管理室、MR、図書室 3階・・・家庭科室、家庭科準備室 4階・・・進路指導室	
工事のランク	なし	
指 名 業 者 数	20 者	
指名業者を選定した考え方	 市登録業者のうち、下記の条件を満たす 30 者から 20 者をローテーションで指名。 ● 市内に主たる営業所を有する事業者であること。 ● 主たる施工実績が管工事であること。 ● 電子入札登録者であること。 	
入札参加業者数	12 者	
予定価格 (税込)	19, 524, 240 円	
最低制限価格 (税込)	適用しない	
契約金額 (税込)	19, 323, 000 円(落札率: 99. 02%)	
入札の経緯 及び結果	平成 28 年 6 月 14 日 開札 入札参加者 12 者のうち、11 者は予定価格超過。 残る山陰温調工業(株)に落札決定。	

入 札 方 式	指名競争入札
工 事 名	松江市立湖南中学校武道場非構造部材耐震化(建築)工事
工期	平成 28 年 6 月 7 日~9 月 12 日
工 事 種 別	建築一式工事
工事概要	工事場所: 浜乃木八丁目 工事概要: 武道場 (鉄骨造平屋建) の天井材が改正建築基準法 (平成 26 年 4月1日施行) に適合していないため、地震時の天井落下被害の 軽減を図ることを目的としたもの。 工事内容: 武道場の既存の天井材を撤去し、既設屋根下地にウレタンフォー ムを吹き付ける。(施工面積: 271 ㎡)
工事のランク	B, C
指 名 業 者 数	15 者
指名業者を選定した考え方	市登録業者のうち、次の条件を満たす 36 者のうちから 15 者をローテーションで指名。 ● 市内に主たる営業所を有する事業者であること。 ● 主たる施工実績が建築一式工事であること。 ● 電子入札登録者であること。
入札参加業者数	1者
予定価格 (税込)	9, 635, 760 円
最低制限価格 (税込)	8, 974, 584 円
契約金額(税込)	9,504,000 円(落札率:98.63%)
入札の経緯及び結果	平成 28 年 5 月 31 日 開札 (有)井原建設に落札決定

7	1-1	+	<u> </u>	141 A 202 A 7 11
入	札	方	式	指名競争入札
業	ž	务	名	野波漁港防波堤測量調査設計業務委託
履	行	期	間	平成 28 年 7 月 20 日~平成 29 年 2 月 13 日
業	務	種	別	土木関係建設コンサルタント
業	務	概	要	業務場所:松江市島根町 業務内容:測量業務 1式 調査業務 1式 設計業務 1式
業	務の	ラ:	ンク	なし
指	名	業者	数	16 者
指選	名り定しい			市登録業者のうち、下記の条件を満たす 16 者を全者指名。 ● 市内に主たる営業所を有する事業者であること。 ● 河川・砂防及び海岸・海洋部門で登録した技術士、技術士同程度認定者、RCCMのいずれかの資格保有者が在籍すること。 ● 電子入札登録者であること。
入	札参	加業	者 数	16 者
予算	定価格	(税ì	込)	非公開
調金	<u></u> 生基準値	西格 (税込)	非公開
契約	約金額	(税i	入)	25, 434, 000 円
入及	札 · び	の 経 結	差 緯 果	平成 28 年 7 月 15 日 開札 第 1 回目の入札において 16 者が応札し、うち予定価格超過が 1 者あり。 (株)藤井基礎設計事務所に落札決定。

1. 落札率等の状況について

(説明要旨)

【建設工事】

○落札率の推移

平成28年4月~7月の落札率は、94.76%と前年度と比較して2.11ポイント上昇している。上昇要因として、 平成28年3月に最低制限価格/調査基準価格を引上げたことが影響したと思われる。

〇月別入札件数と落札率の推移

平成 28 年 4 月~7 月の入札件数は 78 件で、前年同期 68 件から 10 件増加している。昨年と比較して、5 月の件数が多い。落札率は、4 月は今期平均より低いが、5 月、6 月、7 月は平均的に高い傾向にある。年間工事発注計画に基づき、早期発注及び発注の平準化の取組みの成果の現れだと考える。

〇工種別落札率の推移

前年度と比較して、どの工種とも落札率が高くなっている。 建築、電気、管の落札率が例年同様高い。

〇価格帯別落札率推移

前年と比較して、ほぼ全ての価格帯において落札率が高くなっている。 価格帯ごとの落札率の違いはあまりない。

【業務委託】

〇落札率の推移

平成 28 年 4 月~7 月の落札率は、92. 31%で、前年度と比較して 4. 29 ポイント増加している。 平成 27 年度は、土木設計と建築設計で低入札価格調査を行った業務が全体の落札率を引き下げていたが、 今年度は 4 月~7 月に低入札価格調査を行った業務が無かったことによる。

〇月別入札件数と落札率の推移

平成28年4月~7月の入札件数は31件で、前年同期22件より9件増加している。これも工事と同様、早期発注及び発注時期の平準化の取組によるものと推察する。落札率は、今期平均と比べ7月が高くなっている。

〇業種別落札率の推移

前年度と比較し測量、土木設計は高く、建築設計、補償が低い。

〇価格帯別落札率推移

前年度と比較して、500万未満は同程度、500万から1,000万円は高い。1,000万から2,000万円の価格帯は、 例年落札率が低い傾向にある。

2. 入札方式別発注工事等の状況について

(報告要旨)

平成 28 年 4 月~7 月の状況について、工事の一般競争入札は 17 件で、前年同期と比較して件数では 2 件の増加、落札率は 2.02 ポイント上昇している。指名競争入札は 61 件で、前年同期と比較して件数では 8 件の

増加、落札率は 0.26 ポイント上昇している。

また、業務委託については、指名競争入札は31件で、前年同期と比較して9件の増加、落札率は6.58ポイント上昇している。

質問及び意見

回答

○ 建設工事で、平成28年度から入札希望価格 の公表を廃止されたということだが、どのよ うな理由からか。 従来、予定価格 1,000 万円未満の建設工事について、入札希望価格を事前に公表していた。これを実施していたそもそもの目的は、松江市でも予定価格の事前公表を一時期実施していたことがあり、その後事後公表に変更したが、特に中小業者は積算が難しいところもあり、予定価格ではないが平均落札率等に基づき算出した入札希望価格を公表していた。

説明でもあったが、今年3月に最低制限価格 /調査基準価格の設定基準の見直しを行った 結果、最低制限価格/調査基準価格が従来の平 均落札率等で算出していた入札希望価格を上 回る逆転現象が生じてしまい、入札希望価格で 応札すると失格になってしまう事案が実際に1 件発生したので、急遽取止めにした。業者にと っては「入札額の目安になって良い。」という 点もあったが、最低制限価格が入札希望価格を 上回るということが実際起きたこと、併せて、 昨年度、全ての建設工事について事前に工事内 訳書の提出を義務付けるよう入札契約適正化 法の改正があり、積算が難しい業者に対する措 置も必要がなくなりつつあることから、今回廃 止した。

これについては、業者から「復活させてほしい。」という意見もあるが、今後の状況等を見ながら検討していく。

【審議事項について】

1. 一般競争入札【松江市立宍道小学校大規模改修 2 期(建築)工事】

工事期間: 平成28年6月28日~9月16日

入札経緯及び結果:平成28年6月15日 開札

(株) 増原産業建設が調査基準価格未満での応札であったため、低入札価格調査を実施。

平成 28 年 6 月 22 日

低入札価格調査の結果、(株)増原産業建設は失格となり、(株)豊洋に落札決定。

○契約金額が大きいこと、落札率が高かった理由

本案件についは、予定価格が1億1千8百万円余りとなっている。

学校、幼稚園等の文教施設の大規模改修工事では、生徒、園児がいない夏休み期間中の 40 日間の 短期間で現場施工を終わらせなければいけない現場条件が付される。

夏休み集中工事の場合、資材及び各工種の職人も一時期に集中して手配する必要もあることから、 応札額も予定価格に近い金額になり落札率が高くなったのではないかと推測される。

○有効入札者が1者であった理由

本案件では2者の応札があった。

今年3月、低入札調査基準価格の算定方法について見直しを行っている。内容は、ダンピング防止及び適正な利潤の確保の観点、落札率、島根県等の状況を考慮した見直しであり、その結果、調査基準価格が上昇したことから、有効入札者が1者となったもの。

○総合評価方式について

総合評価方式について、松江市は原則特別簡易型を採用しており、入札参加業者の同種工事の成績評定点・施工実績、配置予定技術者の保有する資格・同種工事の施工経験、地域貢献等を点数化した評価点と入札価格から評価値を算出し、入札参加業者の中で最も評価値が高い業者を落札者とするもの。

なお、評価値が最も高い業者が低入札価格調査の対象となり、調査の結果失格となった場合は、次に評価値の高い業者を落札者として決定する。

	質 問 及 び 意 見		回答
た業者	参加可能な業者は44者で実際に参加し 対は2者ということだが、この結果につ 市として何か推測されるようなものは)か。	0	本案件は学校が夏休みの期間に行う集中工事で、工期も非常に短く、資材や作業員の確保が一時期に集中する。また、工事期間は夏の暑い時期となり、作業環境も厳しくなる。結果、以上のことについて対応可能な業者のみが参加したと推測する。 このような工事はほぼ毎年あるが、参加者は少ない。
-	Oような工事は、時期をずらすことは) 難しいのか。	0	建物の中をかなり解体してから改修に取り 掛かるので、騒音・振動の面からも、授業の無 い夏休み期間を利用した工事とし、影響を最小 限に抑えるようにしている。
	中性を確保する上で、もう少し入札参加 負えるような方法は何かあるのか。	0	現状は、市内業者を優先した形の入札となっているので、例えば参加資格を市外業者へも拡大するなどの方法を採ることになると思う。

○ 入札額が調査基準価格を下回った業者は低入札価格調査の対象となり、実施要領に基づき調査するということであるが、要領では、調査基準価格は各項目とも市の設計金額に対する割合が非常に高い率で算出されるようになっている。これに対し、低入札価格調査の場合、判断基準として要領で定める市の設計金額に対する調査対象者の設計金額の割合は、各項目とも調査基準価格算定時より低めの率に設定してある。

となると、低入札価格調査については、例えば、一般管理費等は市の設計金額に対する調査対象者の設計金額の割合が要領で定める率以上確保されているものの、調査対象者の入札額そのものは調査基準価格より低いということであれば、直接工事費について、市の設計金額に対する調査対象者の設計金額の割合が要領で定める率以上確保されていれば、仮にこの割合が100%以上確保されていても0Kとなるのか。

つまり、入札額は調査基準価格を下回って はいるが、低入札価格調査の結果、その入札 額で問題無しとなる場合が多いのか。 ○ 低入札価格調査制度はダンピング受注防止を目的に作られた制度で、価格の算出方法は最低制限価格と同様である。建設工事については、設計金額1億円以上または1億円未満で総合評価方式を採用する案件に適用している。

今年3月に価格の設定基準を見直しており、 県と同様の基準に変更し、特に建築工事ではか なり高い設定となっている。

入札額が調査基準価格を下回った場合は、そ の額が要領で定める数値的判断基準の全ての 項目を満たしているか調査する。基準について は、特に直接工事費・共通仮設費など人件費が 関わる項目は設計金額に対する率を高めに設 定しており、逆に一般管理費等などは経費から 落とせる部分もあることから率を低めに設定 している。数値的判断基準を満たしていること が確認出来たら、次に、この入札額で本当に施 工が出来るのかを確認するため、施工計画書や 協力会社の手配状況等の資料を提出してもら い、併せて業者に直接ヒアリングを行う。以上 の調査結果を基に当初の入札額でも施工が可 能と判断出来れば、内部委員会である低入札価 格調査委員会において審議を行い、審議の結果 問題無しということであれば、落札決定及び契 約を行う。低入札価格調査の結果落札となり契 約締結する場合は、ペナルティー措置があり、 契約保証金や技術者の配置等について通常よ り厳しい条件を課している。

本案件について、第1候補であった(株)増原産業建設は、要領で定める技術者の配置が出来ず判断基準を満たしていないので失格とし、次候補の(株)豊洋を落札者とした。

- 本案件では、数値的判断基準ではなく、他 の条件で失格となったということか。
- そのとおり。
- 先ほどもお話したが、低入札価格調査における直接工事費の判断基準について、市の設計金額に対する調査対象者の設計金額の割合が要領で定める率以上あれば、100%を超えていても問題無いという認識でよろしいのか。

○ 基本的には問題無いが、今までにそのような 案件は無い。

例えば、低入札価格調査における一般管理 費等の判断基準は調査基準価格算出時に比べ かなり低い率となっているので、入札時は、 直接工事費について市の設計金額に対する割 合を要領で定める率以上確保するため一般管 理費等で調整するようなことが多いと思われ るのだが、仮に低入札価格調査となった場合、 入札額における一般管理費等を要領で定める 判断基準ぎりぎりまで下げていた結果、直接 工事費が市の設計金額の 100%以上になった としても問題無いということでよろしいの か。

審議結果:全委員了承

2. 一般競争入札【武家屋敷保存修理(建築)工事】

工事期間:平成28年9月上旬~平成30年1月31日 入札の経緯および結果:平成28年5月10日 開札

第1回目応札者3者とも予定価格超過。

第2回目応札者2者とも予定価格超過により不落。

平成28年7月28日 設計を一部見直し再入札

入札参加資格確認申請者3者全てが応札。

平成 28 年 8 月 1 日

事後審査の結果、(株)深田建設に落札決定。

○契約金額が大きくまた不落となった理由

本案件は、予定価格が税抜1億5千円を超える大規模改修工事となる。特に、主屋、長屋門については市指定文化財となっており、改修を行うにあたり、既存部分の破損修復及び撤去新設について、既存と同仕上げの施工を行う。屋根瓦の葺き替えには仮設の屋根を設置する。基礎補修については、家揚げを行ったうえで補修工事を行う。

また、施工途中で文化財調査が行われるなど、工期も1年以上となることから、手間と期間のかかる工事内容となっている。

工事金額を積算する上で、数量は把握できても改修する内容の程度が掌握出来ず、施工単価が高くなり予定価格を上回ったのではないかと推測する。なお再入札では、改修内容の程度も掌握できる設計図書とし発注し、落札している。

	質 問 及 び 意 見		回 答
0	再入札に当たり設計を見直したというの	0	数量的なものについては設計図書にある程
	は、具体的にどのようなことになるのでしょ		度記載していたが、例えば、フスマや障子はそ
	うか。		の1枚1枚が修復する対象となるが、修復の程
			度について当初の設計図書では非常に分かり
			にくい表現となっていたので、補足説明等を追
			加して 1 枚の修復に掛かる費用が掌握できる

			ものへの変更や、基礎工事については、改修工事となることから床下の奥まで入っての詳しい調査を行っていないので、施工範囲がある程度分かり、業者が金額を算出しやすいものとした。
0	設計図書を分かりやすいものにしたという ことで、設計内容そのものの変更はされてい ないということか。	0	もう少し詳細が分かるように設計図書を変 更したもので、内容は変更していない。
0	設計内容の変更が無いが、予定価格が当初 と再入札とで違っているのはどうしてか。	0	設計内容は変えていないが、当初の積算を再 度細かく精査した結果、当初の予定価格と違っ たものとなっている。
0	当初からこのように細かく積算していれば良かったのではと思う部分もあるが。	0	文化財ということもあり、発注前に壊して中を調査することが難しいところもある。今回は、解体を行いながら調査も同時に実施するので、修復の程度が発注時と変わってくるということも出てくると予想している。 新築工事であれば、ほぼ設計図どおりの施工が出来るが、改修工事の場合、特に古い建物だと当時の設計図が無いことも多く、この場合、実際に調査をして初めて中の状態が分かるので、改修もその状態に即したものにしなければならない。なので、細かい積算が難しいところもある。
0	いずれにしても、文化財の改修工事という 特殊性があったので、業者側も応札額の決定 が難しくなり、参加全業者が予定価格を超過 してしまったということになるのか。	0	そう推測している。
0	設計を見直し、予定価格は当初より高くなったもので再入札をされているが、逆に業者の再入札での応札額は当初に比べ安くなっていることについて、何か疑問視されるようなことはなかったか。 再入札の公告の際には、設計変更をしたというような説明は記載されているのか。例えば、中身を分かりやすくしたとか、設計金額を見直したというようなことを業者に情報提示してはいないのか。	0	設計金額を見直したというような情報提示はしていない。なお、各仕様書は条件等の見直しを行ったものを提示しているので、それを基にして積算を行うことは可能だと考えている。

- 設計金額を変更したというような情報は、 市側からあえて提示していないということで よろしいのか。
- そのとおり。業者は仕様書等を参考に積算してくるので、変更した仕様書の中身を見て、それに対応した積算をしてくると思われる。
- 当初入札では予定価格を超過し不落となったという情報は、入札結果等により業者は把握しているとして、再入札の結果を見ると、ある業者は前回より安い額で応札している一方で、別の業者は前回より高い額で応札している。

これは、仕様書の見直し部分を考慮して、 予定価格も前回よりおそらく高くなっている だろうと見込んで、前回より高い額で応札を した業者もあれば、見直し部分を考慮し予定 価格は前回より高くなっているかもしれない が、前回より安くしないと落札出来ないと考 えて応札した業者もあるという解釈でよろし 再入札に向けて積算した結果、予定価格はこのぐらいになるだろうけど、どうしても受注したい場合、さらに安い価格で応札しないと受注出来ないと考えられたのだと思う。

審議結果:全委員了承

いのか。

3. 指名競争入札【松江市立第三中学校空調設備更新工事】

工事期間: 平成28年6月16日~8月31日

入札の経緯および結果: 平成28年6月14日 開札

入札参加者 12 者のうち、11 者は予定価格超過。

残る山陰温調工業(株)に落札決定。

○契約金額が大きい、落札率が高い、有効入札者数が1者である理由

本案件は、抽出案件 I と同様、学校での夏休み集中工事として発注した案件である。同時期には、 他の学校の空調設備更新工事も夏休み集中工事として発注している。

他の学校では、室内機更新台数が 2~3 台程度と比較的少数であるが、本案件の学校では 23 台と 多数の更新が計画されていたため、一時期に集中して作業員を手配する必要があることから、応札 額も予定価格に近い金額になり、結果として落札率が高くなったのではないかと推測する。

質問及び意見	回答
○ 空調機器の更新工事ということだが、工事	○ 高い。
費に占める機器代金の割合は高いのか。	
○ 入札参加業者は、どの部分で価格競争する	○ 工事費に占める機器代金の割合が高いので、
ことになるのか。	機器1台当たりの価格をどうするか、また一時

		期に集中して工事を行うので、作業員の確保を どうするかという点での競争になるかと思う。
○ そのようなことが、高い落札率となった要因であるということか。	0	そのとおり。

審議結果:全委員了承

4. 指名競争入札【松江市立湖南中学校武道場非構造部材耐震化(建築)工事】

工期: 平成28年6月7日~9月12日

入札の経緯及び結果: 平成 28 年 5 月 31 日 開札(有)井原建設に落札決定

○落札率が高い、入札参加者数が1者である理由

本案件も、抽出案件 I 及びIII と同様学校での夏休み集中工事として発注した案件である。指名業者について、本案件は予定価格が 1,000 万円未満の建築一式工事なので、市内の中・小規模業者となる B 級、C 級を指名している。

夏休み集中工事として発注しているので、一時期に多数の作業員を確保する必要があることから、 応札額も予定価格に近い金額になり落札率が高くなったのではないかと思われる。また、他の業者 は、作業員の確保が困難であった、又は手持ち工事があり辞退してのではないかと推測する。

	質問及び意見		回答
0	入札調書で表示されている、入札書不着(辞 退)と入札書不着(失格)の違いは何か。	0	電子入札システムでの入札の場合、辞退する場合も電子入札システムでその旨を届出ることになるが、まれに紙で辞退届を提出される場合もある。入札書不着(辞退)と表示されている業者は、入札当日までに紙で辞退届を提出された業者であり、入札書不着(失格)と表示されている業者は、入札当日までに電子入札システムまたは紙で辞退届が提出されておらず、かつ当日も届出無く入札を欠席した業者である。
0	辞退する業者が多いと予測できる案件であったとすれば、条件に該当する業者が 36 者あるので、15 者ではなくもう少し多くの業者を指名しても良かったのではないかと思うが。	0	指名業者は選定要領に基づいて選定しており、予定価格 1,000 万円未満の工事については、格付 B 及び C 級の業者の中から 15 者選定することとなっているので、本案件もこの要領に従い選定している。
0	本案件は、要領に基づき 15 者を超えて指名 は出来ないということか。	0	原則そのようなことは無い。

○ 要領に従って選定しているということだ ○ が、この案件のように辞退者が多数出るよう なケースが増えてくるようであれば、要領改 正も必要かと思う。

もし、入札の競争性が確保出来ない程の辞 退者数が出るような要領の内容であれば、そ の内容を改正しましょうという発議は、この 委員会でも出来るのか。 指名業者の選定基準は松江市建設工事入札 参加者等選定要領で定めており、その中で予定 価格に応じた選定業者数等を定めている。

この要領は随時見直しを行っており、また、 本委員会でのご意見や、今の実態がどうなって いるかというようなことから、要領の内容が現 状と合わなくなっている部分があれば、適時見 直しを行う必要があると考えている。

○ 選定要領の第 5 条では、選定基準数欄に掲げる数以上のものを基準として選定すると記載してあるが、これは 15 者以上選定するという意味ではないのか。

○ 要領では、基準数欄は 15 者としているが、 条文中では基準数以上という表現としている。

逆に、基準数を下回ってはダメという意味か。

○ 原則はそのとおりだが、例えば特殊工事等の場合では、該当する業者数が基準数に満たないことがあるので、該当する業者を全者指名することもある。あくまでも、基準数に従い選定するのが基本となるが、要領上の表現は基準数以上にしている。

○ 要領を改正しなくても、基準数以上の選定 は可能ということか。

○ そういうことになる。

審議結果:全委員了承

5. 指名競争入札【野波漁港防波堤測量調査設計業務委託】

履行期間:平成28年7月20日~平成29年2月13日

入札の経緯及び結果:平成28年7月15日 開札

第1回目の入札において16者が応札し、うち予定価格超過が1者あり。 (株)藤井基礎設計事務所に落札決定。

○分割発注の検討について

野波漁港は、「野波地区」「小波地区」の2地区により構成されており、本案件はそれぞれの地区の防波堤の設計を行う業務となるが、この2地区を併せて野波漁港という1つの漁港としていることから、同じコンサルタント会社により統一した手順、考え方で解析、設計等を行うことが最良であると判断し、一括発注としている。

また経費の面からも、分割発注にすると一括発注に比べ設計金額が増となり、非常に不経済となることも、一括発注とした大きな理由である。

なお、松江市では、本案件のような業務委託では分割発注の取扱方針は定めておらず、その都度、 現場条件等を勘案して一括・分割発注の判断を行っている。

質 問 及 び 意 見	回答
○ 分割発注にすると一括発注に比べ設計金額	○ 例えばボーリング調査を行う場合、海上での
が高くなるのは、具体的にどのような方法で	調査になるので台船が必要となるが、2地区分
積算された結果なのか。	割発注とした場合、それぞれの地区にそれぞれ
	の業者が台船を運搬してきて調査を行うこと
	になり、それぞれの業者に台船運搬費用を計上
	しなければならない。しかし、一括発注であれ
	ば、2地区内での移動費用は発生するが、台船
	運搬費用は1回分で済む。また、意外と割高に
	なるもので調査・設計のための発注者と受注者
	の協議に掛かる費用があり、2地区分割発注で
	あればそれぞれの業者に対し計上しなければ
	ならないが、一括発注であれば、2地区を1業
	者のみで協議出来るので、この部分の経費を抑
	えることが出来る。
○ 発注前に、調査に必要な機材に掛かる費用、	○ そのとおり
調査・設計の協議に掛かる費用などを分割発	
注と一括発注で比較検討された結果、分割発	
注にすると一括発注より多く経費が掛かるこ	
とから、今回は一括発注を選択されたという	
ことでよろしいのか。	
審議結果:全委員了承	
※その他【全体を通して】	
①管工事の落	落札率について
質問及び意見	回 答
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
工事の落札率が、どの案件も 97%以上であ	あり、指名の場合はその中から20者を選定してい
ることに少し違和感があったが、市として	る。なお、設計金額が大きい場合は施工実績を問
はどう感じているのか。	うこともあるので、この場合選定対象業者は32
また、管工事は全体的に落札率が高い傾	者から減ることもあるが、大体20者程度を指名し
向があるが、要因はどのようなことか。	て入札を行っている。
	例年、管工事は落札率が高い状態が続いており、
	主な工事内容は空調設備・給排水設備となるが、
	工事費に対する機械製品比率が高い案件の場合、
	市の設計単価と業者の見積単価に開きがあること
	が多いので、このような案件では、市の設計金額
	よりかなり低い額での応札があることを予想して
	最低制限価格は適用していない。しかし、実際入

札を行うと落札率が高い場合が多いが、これにつ

いてまだ詳しい分析は行っていない。

		確かに、市内業者数が少ないのであれば市外業者も選定対象に加えることで、競争性を確保できるのかなと思う。しかし、市の方針は原則市内業者優先発注であり、限られた業者での入札ということになると、結果として予定価格に近いところでの競争になってしまっているのではないかと推測している。
	指名競争入札については、市外業者も含めるという考えは持っていないが、一般競争入札については、市外業者も含めれば、逆に市内業者の活性化にもつながるのではないかと思うので、これについては検討されても良いのかなと思う。 入札制度もなかなか難しいもので、競争性の確保はもちろん必要だが、一方で地元業者の育成も考慮しなければならないところもあり、各市町村とも苦労されているところだと思うので、このあたりのバランスを取りながら入札執行していただければと思う。	○ 今後の検討課題とする。
	②総合評価方式案例	‡の入札参加資格について
	質 問 及 び 意 見	回答
	総合評価方式の案件について、入札参加者が少なく競争性の確保に苦労しているという説明があったので、入札参加資格の営業所所在地を、松江市内だけではなく市外も可能とすることを検討されてみてはどうかと思う。入札制度自体は、一度作成すれば未来永劫これでというものではなく、その時々の状況等に合わせて変えていくものだと思うので、このような委員会等で検討していくのも必要なことだと思う。今後も、色々な面からチェックさせていただければと思う。	2.2
0	総合評価方式の案件について、入札参加者が少なく競争性の確保に苦労しているという説明があったので、入札参加資格の営業所所在地を、松江市内だけではなく市外も可能とすることを検討されてみてはどうかと思う。入札制度自体は、一度作成すれば未来永劫これでというものではなく、その時々の状況等に合わせて変えていくものだと思うので、このような委員会等で検討していくのも必要なことだと思う。今後も、色々な面からチェックさせていただければと思う。	○ 入札制度については、今後も改善に向けてのご
1.	総合評価方式の案件について、入札参加者が少なく競争性の確保に苦労しているという説明があったので、入札参加資格の営業所所在地を、松江市内だけではなく市外も可能とすることを検討されてみてはどうかと思う。入札制度自体は、一度作成すれば未来永劫これでというものではなく、その時々の状況等に合わせて変えていくものだと思うので、このような委員会等で検討していくのも必要なことだと思う。今後も、色々な面からチェックさせていただければと思う。	○ 入札制度については、今後も改善に向けてのご 意見がいただければと思う。

2. 有効入札者が1者又は2者の入札状況(平成26、27年度)

「有効入札者が1者又は2者の入札状況」について、平成26、27年度の状況について報告する。

27 年度は、工事全体件数 210 件のうち該当件数は 75 件であり、全体に占める割合は 36%、約 3 分の 1 である。なお、この 75 件には、第 1 回目の入札で 3 者以上応札があったが、第 2 回目の入札で 1 者又は 2 者の応札となったものが含まれている。27 年度は 26 年度に比べ 19 件増加している。また、該当案件 75 件の平均落札率は 96. 22%と全体の平均落札率に比べ 3. 57 ポイント高いが、26 年度該当案件の平均落札率と比べ 1. 57 ポイント低い。

該当案件に占める工種別の割合は、塗装工事と建築一式工事の 86%、管工事の 63%、電気工事の 58%が高く、舗装工事及び造園工事は該当無しとなっている。26年度は、電気工事の 50%、建築一式工事の 46%が高く、舗装工事は該当無しであり、主な傾向としては、建築一式工事と電気工事の割合が高く、舗装工事の割合が低いと言える。

次に契約金額別の割合では、27 年度、26 年度とも 2,000 万円以上の工事が高い割合となっている。 理由としては、設計額 2,000 万円以上の工事は原則一般競争入札であり、当該案件の受注に強い意欲 を示す業者のみ入札に参加するのに対し、設計額 2,000 万円未満の工事は指名競争入札となることか ら、指名された業者の中には、受注意欲が高くなくても辞退するまでもないと判断した業者も応札し ていると考えられ、結果として有効入札者が 3 者以上の案件が多いのではと推測される。

最後に、月別の割合について、27年度は6月から8月で4割以上の高い割合を示す。設計額4,000万円以上の一般競争入札は原則総合評価方式を採用しており、入札参加者数も平均4者程度と少ない。27年度は、総合評価方式案件全数の約4割が6月から8月に入札が執行されており、応札者には予定価格超過の者も存在することから、有効入札者数が1者又は2者の案件の割合が高くなっていると推測される。また、10月・11月でも4割に近い割合を示しているが、これは26年度の11月・12月でも見られた傾向であり、年度によって時期は多少ずれるものの、年度末が近付くにつれ手持ち工事が増えることから、一般・指名とも入札参加者が減少し、結果として有効入札者が1者又は2者となる案件の割合が高くなると推測される。

3. その他

1. 電子入札システムから出力される入札調書について

前回の委員会で意見のあった、電子入札システムから出力された入札調書の執行担当者と立会担当者の欄に執行年月日が表示されていない件について、システムを管理する島根県に問い合わせたところ、「年月日が表示される機能とはなっていない。」との回答を得たので、表示がされるよう改修要望を提出した。

2. 早期発注(早着)工事の集計等の取扱及びプロポーザル方式の実施要綱について

同じく前回の委員会で意見のあった上記2点については、来年度に向けての課題として現在検討中である。

【その他】

〔次回開催予定について〕

平成28年度第3回委員会は来年の1月または2月に開催することとし、日時は事務局で調整する。 以上